

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から48年3月まで

私が20歳になった昭和45年*月頃に、母が国民年金の加入手続きを行ってくれ、加入後は、私が結婚するまでの間、母が家族の保険料と一緒に私の保険料も集金人に納付してくれていた。

昭和50年3月の結婚時など、過去に何度か市役所等で自分の年金記録を確認した際には、未納期間は無いという回答をもらっていたが、年金記録を確認したところ、加入当初の期間が未納とされていたので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までについて、オンライン記録によると、申立人は申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無く、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金の加入期間に未納期間が無いことから、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和48年3月7日に発行されていることが確認でき、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認される。この頃、オンライン記録によると、同年2月に加入手続きを行ったものと推認される申立人の妹は、同年1月から同年3月までの保険料を同年3月23日に納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人の母親が、申立人の妹と同様に、同年3月に加入手続きを行った申立人の同年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和45年8月から47年12月までの期間について

は、申立人は、自身が20歳になった45年*月頃に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ってくれたとしているところ、前述のとおり、申立人は48年3月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）からA市に同年2月8日に払い出されていることが確認できるが、申立期間当時、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は既に死亡していることから、具体的な納付等の状況が不明であり、当該期間の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親が、申立期間のうち、昭和45年8月から47年12月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から58年4月まで
② 昭和58年10月から同年12月まで

私は、昭和47年4月の婚姻を契機に、婦人会の人からサラリーマンの妻でも国民年金に任意加入できること、及び20歳からの保険料未納分を一括して納付できることを教えられ、自宅で加入手続を行い、45年1月から47年3月までの保険料について、遡ってまとめてA市役所の窓口で納付した。

また、昭和47年4月からの保険料については、夫の給料から支払うことは大変だったが、毎月集金人に手渡しで付加年金も含めて保険料を納付していた。

その際、その集金人が持ってきた台帳に認印を押していたことを記憶している。なお、25歳の頃（昭和50年4月）からは銀行で口座振替により納付していた（申立期間①）。

昭和58年8月に離婚した後、兄の家のA市に住民票を移したが、私は職場があるB市に居住していたので、兄が保険料を立て替えて支払ってくれていた。兄が3か月分の保険料を納付できなかった期間があったので、翌年2月に私が別の用事でA市役所に出向いたときに窓口で納付したことを覚えている（申立期間②）。

保険料を納付してきたはずなのに、申立期間の年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和58年8月に離婚後、申立人の兄の住所地であるA市に住民票を移し、国民年金の加入手続及び付加年金の申出を行

い、その兄が申立人の定額保険料及び付加保険料を立て替えて納付してくれていたが、3か月分の未納期間があることを知り、59年2月に申立人が同市役所に出向いて窓口で付加年金を含め保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は58年7月30日に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、同年4月から同年6月までの保険料は現年度納付され、同年7月から同年9月までの期間は付加保険料を含めて納付済みであることから、申立人の主張内容と符合する上、申立人が同市役所に出向いたとする59年2月の時点で、申立期間②の保険料は現年度納付が可能な期間である。

また、申立期間②直後の昭和59年1月から同年3月までの期間については、同年5月に付加保険料を含めて過年度納付されていることが確認できる上、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出し以降、申立期間②を除き、60歳まで^{びょう}保険料を全て納付済みであることから、上記の主張内容には信憑性がうかがえる。

一方、申立期間①については、申立人は、婚姻（昭和47年3月*日）後、^{しばら}暫くして、A市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、同時期（47年2月16日から48年1月10日まで）の国民年金手帳記号番号払出簿において申立人の婚姻後の氏名は確認できない上、上記のとおり、申立人は58年7月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人の国民年金被保険者原票によれば、昭和36年度から57年度まで斜線が引かれており、58年度欄の4月には「今月迄不要」の押印が認められるため、当該期間は納付を要しない期間（未加入期間）とされていたことが確認でき、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間①当時、申立人は被保険者として扱われておらず、制度上、保険料を納付することができない期間となる。

さらに、申立期間①のうち、昭和45年1月から47年3月までの期間については、申立人は47年4月の婚姻を契機に、婦人会の人から20歳からの保険料未納分を一括して納付できることを教えられ、当該期間の保険料について、遡ってまとめてA市役所の窓口で納付したとしているところ、同市によると、当時、窓口で保険料を過年度納付することはできなかったとしている。

そのほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月から6年6月まで
② 平成6年9月から同年12月まで

私の国民年金の加入手続は、時期ははっきりしないが、父が行ってくれた。当時は両親共に国民年金保険料を納付しており、私の保険料も一緒に納付してくれていた。私も父も当時のことはあまり記憶に無いが、家族で自営業をしているので、年金の大切さはよく分かっていたから、納付書が届けば必ず納付していたにもかかわらず、未納があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の父親が納付してくれていたと主張しているところ、その父親は、自身の国民年金手帳記号番号が払い出された年度以降、国民年金保険料を未納無く納付していることが確認でき、申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②以降の国民年金保険料は全て納付しており、申立期間②直前の平成6年7月及び同年8月の保険料を過年度納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人の父親が、4か月と短期間の申立期間②の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は平成6年12月以降に払い出されていることが確認でき、当該時点において、4年10月以前は時効により納付できない期間である上、4年11月以降は過年度納付は可能な期間であるものの、申立人及び申立人の父親共に、申立期間①の納付について具体的な記憶は無く、当該期間の納付が

あったことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及び申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年9月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの定額保険料並びに58年4月から同年6月までの定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和58年4月から同年6月まで

私は、勤務先を退職した後、母が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれ、それ以降、60歳までは欠けることなく保険料を納付してきた。申立期間については、公共料金を含めてA銀行B支店（現在は、C銀行D支店）で口座振替しており、公共料金全てが引き落とされているにもかかわらず、国民年金の保険料だけ引き落とされていないのは考えられない。

詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者期間について、申立期間を除いて保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の前後を通じて住所等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立内容に不自然さは認められない。

さらに、申立人によれば、申立期間の保険料を口座振替で納付したとしているところ、E市の昭和54年度、55年度、57年度及び58年度の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、申立期間を除いて口座振替で納付していることが確認でき、申立人の主張と一致している上、同市役所では、申立期間①の時期（第4期、1月から3月まで）に保険料を口座振替できなかった場合は、翌年度に社会保険事務所（当時）から未納通知兼納付書（過年度納付書）が被保険者の自宅に送付されており、申立期間②の時期（第1期、4月から6月まで）に保険料が口座振替できなかった場合は、市役所から未納通知兼納付書（現年度納付書）が被保険者の自宅に送付され、現年度で納付されなかった場合には、

社会保険事務所から未納通知兼納付書（過年度納付書）が再度送付されていたところ、申立人によれば、納付書が送られてきた場合には、すぐに保険料を納付していたとしていることから、申立期間前後の期間は納付しているにもかかわらず、当該期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間①のうち、付加保険料については、E市役所によると、上記のとおり、第4期（1月から3月まで）の保険料が口座振替できなかった場合には、同市から未納通知兼納付書（現年度納付書）は発行されず、翌年度以降に社会保険事務所から未納通知兼納付書（過年度納付書）が発行されていたとしており、付加保険料は過年度納付できないことから、申立人は、当該期間について定額保険料のみを納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和55年1月から同年3月までの定額保険料並びに58年4月から同年6月までの定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの期間及び37年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで
② 昭和37年4月から同年10月まで

私は、国民年金の制度発足を知ってからすぐに加入手続を行ったように思う。保険料の最初の約3年分は、納付書で一括納付した覚えがある。その後は、女性の集金人に保険料を支払っていた。当時、経済的に困窮していたわけではなく、年金以外の支払いもしっかり行っていた。国民年金手帳をその都度チェックしなかった私にも責任があるのかもしれないが、申立期間について保険料をきちんと納付しているはずなので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和36年度は、11月から3月までの期間が納付済みであることが確認できるのに対し、国民年金被保険者原票（特殊台帳）及びA市の国民年金過年度収滞納一覧表では、同年度は全て未納とされており、同手帳の記載内容から同期間の記録が平成20年10月20日になって追加訂正されていることから、申立人の記録管理に不備があったことが認められる。

また、申立人が所持する上記の国民年金手帳によれば、昭和36年度及び37年度は共に11月から3月までの5か月間の保険料を過年度納付していることが確認できるが、過年度納付しているにもかかわらず、36年度及び37年度共に、4月から10月までの7か月間が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者に係る資格取得

日から、申立人は、昭和 38 年 8 月から同年 12 月までの間に加入手続を行っていることが推認できるところ、申立期間当時、A 市では過去 2 年度分の保険料を遡って納付できたことから、申立期間はいずれも時効期限内であり、36 年 4 月まで遡って過年度納付することが可能である。

加えて、申立人は、国民年金に加入した当初の 3 年間の保険料は、納付書で一括納付した記憶があるとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳によれば、昭和 36 年度及び 37 年度は過年度納付として、また、38 年度は現年度分を一括で納付しており、資格取得日以降の 3 年分は一括納付していると推認できることから、申立人の主張内容と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年2月6日から同年8月20日までの期間については、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月6日から同年8月20日まで
② 昭和22年8月21日から同年12月31日まで
③ 昭和23年6月1日から24年1月1日まで

戦後、A国から引き揚げてきて昭和22年2月からA社に勤め、会社の解散により同年8月にA社からB社（現在は、C社）に移籍したが、A社に係る脱退手当金を受け取った覚えは無い。

また、B社では昭和22年の年末まで勤めた後、D国から引き揚げてきた夫が勤務するE県に戻ったが、同社で勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、昭和23年6月からE県にあったF事業所に勤めたが、24年1月1日までの被保険者記録が無い。

これらの期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、当該期間の脱退手当金は、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記載されている昭和21年10月以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した女性従業員54人中、申立人と同日に資格を喪失した者は36人確認できるが、このうち、脱退手当金の受給記録が確認できるのは、申立人を含めて二人のみであること、ii) 聞き取り調査のできたA社G支店の元従業員3人は、いずれも「同支店退職時に脱退手当金に関する説明があったことは記憶に無く、退職金も受け取っていない。」としていること、iii) 申立人は、「会社の解散により同

社からB社に移籍し、引き続き勤務した。」としているところ、A社の現在の担当者は、「当時は、命令による解散であり、会社が代理請求したことは考え難い。」と回答している上、B社の社報により、申立人が22年7月30日付けで同社G支店に採用されたことが確認できることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前のH社G支店に係る被保険者期間について、未請求となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により確認できる申立期間①の脱退手当金の支給額（300円）は、法定支給額（150円）と150円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②については、C社が保管するB社の社報において、申立人が昭和22年7月30日に同社G支店に採用されたことが確認できる。

しかし、C社では、「申立人が当社に在籍したことを示す資料は、申立人の採用を記載した当時の社報しか残っておらず、申立人の勤務形態は分らない。」と回答しており、申立人のB社G支店における勤務期間及び厚生年金保険の加入について確認できない。

また、上記の社報により、申立人と同日の昭和22年7月30日付けでB社G支店に採用された女子従業員が、申立人のほかに二人確認できるところ、このうちの一人は、同支店に係る被保険者名簿において、被保険者記録を確認することができない上、残りの一人はA社G支店に係る厚生年金保険被保険者資格を申立人と同日の同年8月20日に喪失後、同年10月1日にB社G支店において同資格を取得していることが確認できることから、同支店では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、B社G支店に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、昭和22年10月1日にB社G支店において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、連絡先の判明した4人に照会したところ、回答のあった3人全員が「申立人を知らない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入に係る証言が得られない。

3 申立期間③については、申立人は「昭和23年6月からI事業所にあったF事業所で勤務していたが、同事業所の資格取得日は24年1月1日となっており、申立期間③における被保険者記録が無い。」と主張しているところ、I事業所が保管する人事記録によると、申立人が、23年6月22日から24

年1月25日までの期間、F事業部の嘱託職員だったことが確認できる。

しかしながら、申立期間③当時、I事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、同事業所では、「申立期間③当時、嘱託職員を厚生年金保険に加入させることは無い。」と回答している。

また、F事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、当該事業所に係る被保険者名簿の表紙の記載から、昭和24年1月1日であることが確認できることから、申立期間③は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

さらに、F事業所に係る被保険者名簿において被保険者記録が確認できる元職員のうち、唯一連絡先が判明した元職員一人は、「申立人のことは覚えている。」と供述しているものの、当該元職員から聴取しても、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況に係る証言は得られない。

- 4 このほか、申立人が申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年6月1日から20年4月1日までについて、事業主は、申立人が19年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金被保険者の資格喪失日は、20年4月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年9月1日までについて、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録をそれぞれ20年4月1日及び同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年10月1日まで

私は、昭和16年4月1日にA社に入社し、C支店でF課で勤務していたところ、20年1月の爆撃で同支店が破壊されたので、同社のD支店で勤務し、同年7月1日に休職して入隊したところ、すぐに終戦となり同支店に復職したが、同年9月末日をもって退職した。申立期間について厚生年金保険加入記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年6月1日から20年4月1日までについては、A社C支店の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において申立人の被保険者資格取得日が19年6月1日と記載されており、申立人は、同年6月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、B社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は昭和16年4月1日に入社し、20年3月31日までA社C支店に継続して勤務していたことが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間について、申立人が記憶する申立人と同期入社だったとする同僚の被保険者記録が確認できる。

さらに、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格得喪日が記載されていないなど、社会保険事務所における記録管理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年4月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に基づき、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和18年4月1日から19年6月1日までについては、厚生年金保険被保険者台帳に申立人の資格喪失日は18年4月1日と記載されており、A社C支店の上記の被保険者名簿に当該期間において申立人が被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

次に、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年9月1日までについては、B社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人が同年4月1日からA社D支店に勤務していたことが認められ、同支店の元従業員及び申立人の記憶する元上司は、同社D支店の被保険者名簿によると、当該期間において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の元同僚の厚生年金保険被保険者台帳の記録により、80円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明であるとしており、そのほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月1日から同年10月1日までについては、元従業員は、「A社D支店は、同年8月で事実上閉鎖したため、従業員のほぼ全員が同年同月末に退職したはずである。」と供述しており、前記の同支店の元従業員及び元上司は、同支店の被保険者名簿によると、同年9月1日に資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、昭和56年12月1日から57年5月1日までの期間について、申立人が主張する56年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月1日から57年5月1日まで
② 平成7年10月1日から8年3月1日まで

私は、昭和56年12月1日にA社からB社に転職した。この時は、B社から誘いがあったので、周到に準備した上、1日も空けずに転職したのに、年金記録では5か月間の空白期間がある(申立期間①)。

また、平成7年10月1日にB社から弟が代表を務めるC社に転職した際にも、年金記録に5か月間の空白期間が存在している。この時は、手続に期間を要し、2から3か月の遅れがあったかもしれないが、入社から5か月間の空白期間は長すぎる(申立期間②)。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社からB社に、1日も空けずに昭和56年12月1日に転職した。」と主張しているところ、A社から提供を受けた雇用保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人が同社を同年11月30日に退職していることが確認できる。

また、B社から提出を受けた社会保険被保険者台帳によると、申立人が昭和56年12月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、B社の上記社会保険被保険者台帳によると、申立人は、平成7年

10月1日に被保険者資格を喪失し、資格喪失日の原因欄には退職日を示す「9/30付」とする記載が確認できる上、同社は、「申立期間当時は、顧問の社労士事務所が社会保険の手続を適正に行っていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和56年12月1日に被保険者資格を取得した旨を社会保険事務所に行ったものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のB社における厚生年金保険被保険者原票の記載から、20万円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、C社の元代表取締役（申立人の弟）の証言から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、C社への転職に際し、「手続に2から3か月の遅れがあったかもしれない。」と供述し、加入手続が遅れた可能性を認めているところ、同社の当時の事務担当者は、「申立人は社長の兄であることから、社会保険に限らず全ての事務手続において社長の承認を得た上で行っていたので、厚生年金保険の加入時期が入社後すぐではなかったとしても、会社はその時期に届出を行ったものと考えられ、現在の年金記録に間違いは無いと思う。手続が遅れたのは、申立人の勤務地がD県のE店であり、手続を行ったF県の本社と離れていたことが一因であるとも考えられる。」と回答している。

また、別の当時の事務担当者は、「C社では6か月程度の試用期間を設けており、試用期間中に社会保険の適用は無かった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月29日から同年10月1日まで

私は、昭和40年4月4日に、B事業所（後に、A社）を経営していた兄を手伝うため同社に入社し、船長として勤務していた。

昭和44年4月*日に会社の法人化に伴い取締役就任後も継続して船長として勤務していたが、会社から陸上勤務に移るよう要請を受けたので、46年9月30日に次の船長に業務を引き継ぎ、翌日から陸上勤務に異動した。

その後、平成17年12月末まで継続してA社に在職していたが、陸上勤務に異動した時期の年金記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る「C分野功労者表彰」推薦時の書類、A社に係る商業登記簿における申立人に係る記載及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社海上勤務から同社陸上勤務に異動）、申立期間に係る船員保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、元同僚の証言により、昭和46年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、A社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が、昭和24年4月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年11月8日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA事業所に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年4月及び同年5月は8,000円、同年6月から同年10月までは1万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月頃から25年2月1日まで
② 昭和25年3月8日から同年10月頃まで

亡父は、申立期間①及び②において、B団体がC地で運用していたD号に乗船勤務していた。しかし、年金記録が無い。回復してもらいたい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②において、D号に乗船勤務していた。」と主張しているところ、申立期間①のうち、昭和24年4月1日から同年11月8日までについては、A事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名が確認できる上、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、E事業所を船舶所有者とする船員保険被保険者記録が確認できる。

また、上記期間について基礎年金番号に未統合の申立人と同姓同名、かつ同じ生年月日である被保険者の船員保険被保険者記録が確認できることから、当該未統合記録は申立人のものであると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A事業所に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る同台帳から、昭和24年4月及び同年5月は8,000円、同年6月から同年10月までは1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和23年3月頃から24年3月31日までについては、A事業所における複数の元同僚の証言から、申立人が同年4月1日から同年11月8日までと同様にA事業所に所属して勤務していたと推認できるところ、「B団体労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号厚生省保険局から各都道府県知事あて通知)により、B団体従業員に対する厚生年金保険の適用は、24年4月*日からとされていることから、A事業所の従業員として厚生年金保険に加入できなかった期間であると判断される。

また、申立期間①のうち、昭和24年11月9日から25年2月1日まで及び申立期間②については、A事業所の元同僚は、「船員は24年11月8日をもってD号を下船した。」と証言している上、元同僚も申立人と同様に24年11月8日に被保険者資格を喪失していることから、申立人は同船舶には乗船していなかったと判断されることから、25年2月1日から同年3月8日まで申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるF事業所の複数の元従業員に照会したものの、申立人の勤務先は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①のうち昭和24年4月1日から同年11月8日までを除く期間、及び申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①のうち昭和24年4月1日から同年11月8日までを除く期間、及び申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年1月31日に、B社における資格取得日に係る記録を5年12月31日に、C事業所における資格取得日に係る記録を7年2月28日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を3年1月及び同年2月を11万8,000円、5年12月を15万円、7年2月を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月31日から同年3月26日まで
② 平成5年12月31日から6年1月1日まで
③ 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私は平成元年からD事業所（現在は、E事業所）で勤務し始め、3年4月から社名が変更しているが、10年3月21日まで継続して勤務していた。平成3年1月に突然経営者が変わり、書類上の社名や経営者の変更はあったが、勤務地、労働条件に変更は無かった。勤務期間中、給料から厚生年金保険料は控除されていたため、記録が欠落していることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E事業所の管理者及び元同僚の証言等から判断すると、申立人は、D事業所に継続して勤務し（平成3年1月31日にF事業所からA社に、5年12月31日に同社からB社に、7年2月28日に同社からC事業所に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成3年

3月の社会保険事務所（当時）の記録から11万8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社に係る6年1月の社会保険事務所の記録から15万円、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のC事業所に係る7年3月の社会保険事務所の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、B社は、申立期間②において、適用事業所としての記録は無いが、当該事業所は法人事業所であり、常時勤務していた従業員が確認されたこと、また、C事業所は、申立期間③において、適用事業所としての記録は無いが、当該事業所は、当時5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、それぞれ当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、G社（E事業所の経営会社）は、申立期間①、②及び③の保険料について納付したとしているが、申立期間①については、申立人のA社に係る厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日であることから公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が共に誤って記録したとは考え難く、事業主が平成3年3月26日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び③については、申立人の当該期間においてB社及びC事業所は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間（平成5年12月及び7年2月）に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成9年2月21日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成9年2月から同年7月までは26万円、同年8月から同年11月までは34万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月21日から同年12月1日まで

私は、A社(現在は、B社)に平成9年2月21日に入社し、現在まで給与から厚生年金保険料が控除されていると思っていたが、年金記録では、被保険者資格取得日が同年12月1日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した個人記録票によると、申立人は平成9年2月21日に入社していることが確認できる上、グループ入社日が同日であることも確認できる。

また、B社は、「社会保険の加入はグループ入社日からである。」と回答している上、C健康保険組合(現在は、D健康保険組合)の健康保険被保険者資格取得届によると、申立人が平成9年2月21日に健康保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所は、「健康保険組合、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得届はそれぞれに正副があり、全部で6枚複写式となっているので、これらの資格取得手続を同時に行ったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する平成9年2月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B社が提出した被保険者照会記録から、平成9年2月から同年7月までは26万円、同年8月から同年11月までは34万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年7月19日に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果18万3,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の13万3,000円とされているが、申立人は、同日の賞与について、標準賞与額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同日における標準賞与額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成17年7月15日、18年12月8日及び19年7月13日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該日の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、17年7月15日に係る標準賞与額を3,000円、18年12月8日及び19年7月13日に係る標準賞与額を、それぞれ13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月1日から17年1月15日まで
② 平成17年1月16日から19年8月31日まで

私は、A社から派遣されて製造の業務に従事していた。実際に、同社に採用された時期と、厚生年金保険の加入時期が違う。また、実際に支払われた

給与額と、社会保険庁(当時)の厚生年金保険に係る報酬の額に違いがある。
調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であり、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によれば、申立人の申立期間②における賞与のうち、平成18年7月19日に支給された賞与に係る標準賞与額については、当初13万3,000円(賞与支払日は、同年7月25日)と記録されていたが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月に13万3,000円から18万3,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(18万3,000円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(13万3,000円)となっている。

しかしながら、平成18年7月19日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書及び申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間のうち平成18年7月19日の賞与に関する届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って行い、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録によれば、申立人の申立期間②に係る賞与のうち、平成17年7月15日、18年12月8日及び19年7月13日に支給された賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月に、17年7月15日の賞与については16万5,000円、18年12月8日及び19年7月13日の賞与については、それぞれ18万5,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかしながら、平成17年7月15日に支給された賞与については、申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことが認められる上、18年12月8日及び19年7月13日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書及び申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立期間②において、事業主が、申立人の給与から控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
- 4 また、申立人の申立期間②に係る賞与のうち、平成17年12月9日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書によれば、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていない上、申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によっても、当該賞与から控除された保険料額から標準賞与額を算出できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
- 5 申立期間①については、A社から提出を受けた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、同社は、オンライン記録のとおり、申立人について、平成17年1月16日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得する届出を行っていることが確認できる。

また、雇用保険の記録においても、申立人は、平成17年1月16日に同保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及びA社に係る給与計算書により、申立期間①においては、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年7月19日に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の14万円とされているが、申立人は、同日の賞与について、標準賞与額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同日における標準賞与額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成18年12月8日及び19年7月13日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両日の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の両日における標準賞与額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月16日から19年8月31日まで

私は、A社から派遣されて製造の業務に従事していた。実際に支払われた給与額と、社会保険庁（当時）の厚生年金保険に係る報酬の額に違いがある。調査の上、訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における賞与のうち、平成18年7月19日に支給された賞与に係る標準賞与額については、当初14万円（賞与支払日は、同年7月25日）と記録されていたが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月に14万円から19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（14万円）となっている。

しかしながら、平成18年7月19日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書により、14万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間のうち平成18年7月19日の賞与に関する届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って行い、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録によれば、申立期間のうち、平成18年12月8日及び19年7月13日に支給された賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月に18万1,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかしながら、平成18年12月8日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書により、また、19年7月13日に支給された賞与については、申立人が提出した給与明細書及びA社に係る賞与計算書により、13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成17年12月から18年11月までの期間、19年2月、同年5月及び同年8月については、給与明細書が残っておらず、申立人が主

張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できない上、それ以外の期間については、申立人が提出した給与明細書又はA社に係る給与計算書により、給与から控除された保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額かそれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、A社に係る賞与計算書によれば、平成17年7月15日及び同年12月9日に支払われた賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年7月19日に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の14万円とされているが、申立人は、同日の賞与について、標準賞与額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同日における標準賞与額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成17年7月15日、18年12月8日及び19年7月13日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、上記の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、17年7月15日に係る標準賞与額を3,000円、18年12月8日及び19年7月13日に係る標準賞与額を、それぞれ13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月16日から19年8月31日まで

私は、A社から派遣されて製造の業務に従事していた。実際に、同社に採用された時期と、厚生年金保険の加入時期が違う。また、実際に支払われた給与額と、社会保険庁(当時)の厚生年金保険に係る報酬の額に違いがある。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における賞与のうち、平成18年7月19日に支給された賞与に係る標準賞与額については、当初14万円（賞与支払日は、18年7月25日）と記録されていたが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月に14万円から19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（14万円）となっている。

しかしながら、平成18年7月19日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書及び申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、14万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間のうち平成18年7月19日の賞与に関する届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って行い、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る賞与のうち、平成17年7月15日、18年12月8日及び19年7月13日に支給された賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月に、17年7月15日の賞与については18万2,000円、18年12月8日及び19年7月13日の賞与については、それぞれ18万5,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかしながら、平成17年7月15日に支給された賞与については、申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる上、18年12月8日及び19年7月13日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書及び申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届

出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立期間において、事業主が、申立人の給与から控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
- 4 また、申立人の申立期間に係る賞与のうち、平成16年12月15日に支給された賞与については、申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によれば、当該賞与から控除された保険料額から標準賞与額を算出できない上、17年12月9日に支給された賞与についても、A社に係る賞与計算書によれば、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年12月8日及び19年7月13日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、上記の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、18年12月8日及び19年7月13日に係る標準賞与額を、それぞれ11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から19年8月31日まで

私は、A社から派遣された事業所で働いていたが、実際に支払われた給与額と、社会保険庁(当時)の厚生年金保険に係る報酬の額に違いがあるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る賞与のうち、平成18年12月8日及び19年7月13日に支給された賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月に17万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規

定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかしながら、平成18年12月8日及び19年7月13日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書及び申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、11万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 一方、申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立期間において、事業主が、申立人の給与から控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立人の申立期間に係る賞与のうち、平成17年7月15日に支給された賞与については、申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及びA社に係る賞与計算書によれば、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていない上、同年12月15日（上記の賞与計算書によると、同年同月9日）に支給された賞与についても、同社に係る賞与計算書によれば、当該賞与から厚生年金保険料が控除されておらず、また、申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によれば、当該賞与から控除された保険料額から標準賞与額を算出できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立人の申立期間に係る賞与のうち、平成18年7月19日に支給された賞与については、申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及びA社に係る賞与計算書により、当該賞与から控除された保険料額又は賞与額に見合う標準賞与額が、オンライン記録上の標準賞与額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成8年12月から9年9月までの期間は22万円、15年4月から16年6月までの期間は20万円、同年7月及び同年8月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間に係る賞与については、当該期間のうち、平成15年7月10日の賞与に係る標準賞与額は8,000円、16年7月10日及び同年12月15日の賞与に係る標準賞与額は9,000円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間に係る賞与については、当該期間のうち、平成17年7月10日の賞与に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月16日から平成17年9月21日まで

私は、A社からB社に派遣されて、倉庫関係の業務に従事していた。実際に支払われた給与額と、社会保険庁（当時）の厚生年金保険に係る報酬の額に違いがある。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立

てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書及び給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿並びにA社に係る給与計算書によると、申立人は、申立期間のうち、平成8年12月から9年9月までの期間、15年4月から16年8月までの期間について、A社が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を給与から控除されており、控除された保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、届け出られた標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成8年12月から9年9月までの期間は22万円、15年4月から16年6月までの期間は20万円、同年7月及び同年8月は22万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う上記期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立人は、申立期間に係る賞与については、当該期間のうち、平成15年7月10日の賞与については8,000円の標準賞与額、16年7月10日及び同年12月15日の賞与については9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 オンライン記録によれば、申立期間のうち、平成17年7月10日に支給された賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月に31万円（賞与支払日は、18年7月15日）に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかしながら、平成17年7月10日に支給された賞与については、申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、6,000円の

標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間のうち、昭和62年5月から平成8年11月までの期間、9年10月から15年3月までの期間及び16年9月から17年8月までの期間において、昭和62年5月から平成8年11月まで、10年12月から11年11月まで、12年2月、同年8月、同年11月、13年1月、同年4月から14年11月までの期間については、給与明細書等が残っておらず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できない上、それ以外の期間については、給与から控除された保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額かそれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
- 5 また、申立期間に係る賞与のうち、平成15年12月15日の賞与については、申立人が提出した給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によれば、当該賞与から控除された保険料額から標準賞与額を算出できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年10月から16年6月までの期間は22万円、同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は22万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成18年7月19日に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果23万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の13万円とされているが、申立人は、同日の賞与について、標準賞与額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同日における標準賞与額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人の申立期間のうち、平成18年12月8日及び19年7月13日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両日の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の両日における標準賞与額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月24日から19年8月31日まで

私は、A社から派遣されて在庫管理の業務に従事していた。実際に支払われた給与額と、社会保険庁（当時）の厚生年金保険に係る報酬の額に違いがある。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書によれば、申立人は、申立期間のうち、平成15年10月から16年9月までの期間について、A社が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を給与から控除されており、控除された保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、届け出られた標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年10月から16年6月までの期間は22万円、同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は22万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う上記期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録によれば、申立人の申立期間における賞与のうち、平成18年7月19日に支給された賞与に係る標準賞与額については、当初13万円（賞与支払日は、同年7月25日）と記録されていたが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月に13万円から23万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（23万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（13万円）となっている。

しかしながら、平成18年7月19日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書により、13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間のうち平成18年7月19日の賞与に関する届出を社会保険事務所に対し誤って行い、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 オンライン記録によれば、申立期間のうち、平成18年12月8日及び19年7月13日に支給された賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月に22万

6,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかしながら、平成 18 年 12 月 8 日及び 19 年 7 月 13 日に支給された賞与については、A 社に係る賞与計算書により、16 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間のうち、平成 15 年 9 月及び 16 年 10 月から 19 年 7 月までの期間において、16 年 11 月については、給与明細書が残っておらず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できない上、それ以外の期間については、申立人が提出した給与明細書により、給与から控除された保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額かそれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立人が提出した給与明細書によれば、平成 15 年 9 月、16 年 8 月及び同年 12 月に支払われた賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、A 社に係る賞与計算書によれば、平成 17 年 7 月 15 日及び同年 12 月 9 日に支払われた賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和60年7月31日に、資格喪失日に係る記録を61年1月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月31日から61年1月14日まで

私は、昭和48年にA社に入社し、平成18年まで継続して勤務していたが、昭和60年7月末から61年1月中旬までの期間、C会場で勤務していたと思われる時期の厚生年金の加入記録が欠落している。

厚生年金保険料の控除が確認できる昭和60年及び61年の源泉徴収票が残っているため、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、D健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人はB社に継続して勤務し（同社E支社より同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、F社（B社の総務人事関係の業務を担当）が、「申立期間において、申立人はC会場で勤務し、健康保険については本社で加入していると考えられるので、本来、本社で厚生年金保険に加入すべきであった。」と回答していることから、昭和60年7月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、D健康保険組合における申立期間に係る標準報酬月額の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて

ては、事業主は、不明としているが、申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和48年8月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月8日から49年8月8日まで

私は、昭和48年8月8日から49年8月末までA社に勤務しており、基金の記録では48年8月8日から加入していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人の資格取得日は昭和49年8月8日となっているが、申立人の当該厚生年金基金の資格取得日は48年8月8日となっており、当該厚生年金基金によると、申立期間当時、資格の得喪に係る届出の書類は複写式であったとしており、当該厚生年金基金に提出されたものと同じものを社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和48年8月8日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金基金の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年8月1日から同年11月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を49年11月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、昭和49年11月16日から51年5月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社E工場における資格取得日に係る記録を49年11月16日に、資格喪失日に係る記録を51年5月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から51年5月16日まで

添付している退職金支給票の記載どおり、昭和46年3月29日に入社し、52年11月15日に退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が欠落している。申立期間については、49年8月にC支社からF社G工場に工場建設のため派遣され、同年12月9日からはD社E工場で勤務していた。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年8月1日から同年11月16日までの期間については、B社の保管する労働者名簿、申立人の保管する退職金支給票、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務し（49年11月16日にA社C支社からD社E工場に

異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和49年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和49年11月16日から51年5月16日までの期間については、B社の保管する労働者名簿、申立人の保管する退職金支給票、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務し(51年5月16日にD社E工場からA社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和50年6月にA社C工場からD社E工場に異動した別の従業員の異動前後の標準報酬月額は、同一であると認められることから、申立人のA社C支社における49年7月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年11月から51年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成元年3月末にA事業所を退職した。保険料は翌月控除であり、同年3月の給与明細書から、保険料が2か月分控除されていることが確認でき、同年3月末まで在籍していたので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する申立人に係る被共済職員退職届及び従業員名簿並びに雇用保険の加入記録により、申立人は、当該事業所において、平成元年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所では厚生年金保険料は翌月控除であるとしているところ、申立人が所持する平成元年3月の給料支給明細書によると、当該月の給与から、2か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を平成元年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同

年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を4万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月12日

私は、平成18年7月の賞与で、厚生年金保険料が控除されているのに、年金記録に反映されていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給表及びA事業所から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(4万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務手続の誤りにより届出を行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月29日から同年5月1日まで

私は、昭和38年7月15日から平成17年末までの間、継続してA社に勤めていたが、昭和50年5月1日付けで同社B営業所に異動した際の厚生年金保険の記録が1か月間欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び賃金台帳並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人は同社において継続して勤務し（昭和50年5月1日に同社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所が保管する賃金台帳により、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書のとおり、資格喪失日を昭和50年4月29日として届け出たとしており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月から17年3月まで

私がA校に在学中の平成15年12月頃に、それまでの国民年金保険料の未納期間について督促を受けた。学生の身分でもあり、保険料を納付できる収入も無かったが、将来のことを考えて、父母からお金を借りることにして、督促された未納期間の保険料とその後の期間の保険料について、母が送られて来た納付書で支払ってくれた。

母によると、保険料の納付場所は自宅近くのB銀行C支店又は、D銀行E支店であったと聞いた。この期間の保険料については、私が父母から借り入れることとしたため、母が作成した私への当時の金銭の貸付メモには、その期間の保険料額として47万8,300円が記載されており、これを資料として提出するので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の母親によると、当時、申立人に対する金銭貸付額を記載していたとするメモに、「平成15年12月15日 ①年金 1万3,300円 47万8,300円」と記載されていることから、15年12月頃に、それまで未納であった期間の保険料を一括納付し、その後は定期的に現年度納付していたはずだと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間前の13年12月から14年3月までの保険料を15年12月15日、同年同月30日、及び16年1月30日の計3回に分けて過年度納付していることが確認でき、一括納付したとする主張と符合しない上、同時期に未納であった14年5月から15年12月までの保険料の納付記録は確認できず、16年1月から17年3月までの期間についても、申立人の母親から、保険料を定期的に現年度納付していた状況に関する具体的な供述は得られず、その記憶は曖昧で

ある。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の平成 17 年 4 月から同年 6 月までの保険料を 19 年 5 月及び同年 6 月に過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の母親が、申立期間当時に申立人に対する金銭貸付額を記載していたとするメモには、国民年金保険料の具体的な納付時期及び納付状況等は記載されておらず、申立期間の保険料を納付したことを裏付ける状況を確認することができない。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、当該期間は平成 14 年 4 月以降の期間であり、保険料の収納事務が国に一元化され、事務処理の機械化が一層促進されており、記録の漏れや誤りがあったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から54年3月までの期間、57年8月から59年3月までの期間、61年10月から62年3月までの期間及び平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月から54年3月まで
② 昭和57年8月から59年3月まで
③ 昭和61年10月から62年3月まで
④ 平成8年3月

私は、厚生年金保険からの引き継ぎで国民年金に加入した。国民年金保険料は納付書により市県民税とともに納付してきた。年度替わりの時、納付漏れがあっても市県民税、国民年金とも納付していたにもかかわらず、各期間とも3月までが未納となっており、年度末一括納付分がことごとく未納となっている。

もし、未納があるなら、当時の市県民税も未納になっているはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料と市県民税を併せて金融機関に納付していたとしており、市県民税に未納がなければ国民年金に未納があるはずがないと強く主張しているが、申立人の主張を裏付ける具体的な事情はうかがえないことから、市県民税の納付があったことをもって、直ちに申立期間の納付があったものと考えすることは困難である。

また、申立人は、年度末にその年度に国民年金保険料の納付漏れがあった場合は、一括して納付していたと主張していることから、申立期間は最低でも5回の納付が必要であるところ、金融機関で納付したとする記録が、同一人に対して5回も欠落するとは考え難い。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者検認台帳によると、申

立期間①から③まではいずれも未納と記録されていることが確認でき、行政側の記録に不自然さは見当たらない上、申立期間④については、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間①から④までの国民年金保険料の納付について具体的な記憶は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2010

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで

私は、平成14年3月31日に会社を退職し、同年4月から15年3月まで、A市にあるB校の学生になった。記憶は定かではないが、その際、学生納付特例の申請を行ったと思う。この1年間は、A市及びC市でアパート暮らしをしていたが、住民票を異動しなかったと記憶している。申立期間について調査して、学生納付特例の期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、D町（現在は、E市）役場で国民年金保険料の学生納付特例を申請したとしているものの、E市によると、申立人の国民年金の加入記録は、平成13年4月1日に被用者年金制度の加入により国民年金被保険者資格を喪失した以降は確認できない上、F年金事務所によると、申立人に対して14年10月に第1号・第3号被保険者取得勧奨が行われている上、16年2月24日時点で国民年金の未適用者として把握されていたことが確認できることから、申立人が申立期間に国民年金の手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、学生納付特例を申請した時期など、申請に係る具体的な記憶は無く、手続の状況が不明である上、申立人が申立期間に国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成3年3月まで

私は、平成18年に年金記録の照会をするまで、申立期間の納付記録が無いことに気付かなかったが、申立期間の国民年金保険料については、父親から、「A市役所の職員の勧めがあり、私が20歳の時から保険料を納付していた。」と聞いた。

また、父親は平成3年4月からの学生の強制加入の制度化により、申立期間の保険料を納めてくれた可能性もある上、父親は家族に何度も「子供たちの年金は20歳の分からきっちり俺が納めるから心配いらない。」と話しており、このままでは、父親の納めてくれた年金が無になってしまうので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年に大学院を卒業し、申立期間は学生であったと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の3年4月1日（制度上、学生が国民年金の強制加入となった日）に国民年金被保険者として資格を取得しており、その取得事由は「学生」と記録されていることが確認できることから、行政側の記録に不自然さは見当たらない。

また、申立人は、申立人の父親が、申立期間当時に申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、その前後の同手帳記号番号の払出しの状況から、平成3年4月から同年7月頃と推認でき、当該払出し時点において、申立期間は任意加入期間となり、制度上、遡って国民年金に加入することができない期間である上、同手帳記号番号払出簿によると、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとしている申立人の父親は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない上、申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2012

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から平成元年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から平成元年3月まで

私は、20歳に達した昭和60年*月頃は大学生であったが、父親が「20歳になったら国民年金に加入しないとイケない。」と言っていたので、父親と一緒にA市役所に行ったところ、同市役所職員から学生は免除申請ができると説明を受け、年金手帳を後日受け取った。

災害でその年金手帳を紛失してしまい、今は、夫の扶養になった時に発行された年金手帳しか所持していないが、昭和60年に父親が手続してくれた時の年金番号で免除された記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳に到達した昭和60年*月頃に、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、免除申請を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、平成3年12月頃に払い出されたことが確認できるが、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は申立期間当時、学生であったことが確認できるところ、当時の国民年金法において学生は任意加入であることから、制度上、任意加入被保険者は国民年金保険料の申請免除の適用を受けることはできない。

さらに、申立人の国民年金に係る手続を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間当時の状況を確認することができない上、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から平成2年2月まで

私の母は、私が20歳になる時、国民年金への加入勧奨の書類が届き、父と相談の上、学生は任意加入であったため、親が代わって納付することにして、昭和62年5月にA市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その後、昭和62年6月下旬に納付書が送られてきたため、同年5月及び同年6月分の保険料を銀行で納付し、翌月以降は、父の給料日の後に毎月銀行で母が納付してくれた。昭和63年度及び平成元年度の納付書も、それぞれまとめて送られてきたので同様に納付してくれた。母は、私の就職が決まり、2年3月からは厚生年金保険に加入したため1か月分得をしたような気になったことを覚えており、全ての領収書を私に渡して、「これはあなたの国民年金の領収書だから大切に保管しておくように。」と言い、私が机の引き出しに入れるのを見たと言っている。母の家計簿も引っ越しや建て替えなどの際に整理して残っていない。年金記録問題が発生してから、私のねんきん特別便を確認すると、学生時代の記録が無くなっていた。母がB社会保険事務所（当時）で調べてもらったが、記録は無いと言われるばかりだった。

母が納付したお金は一体どこへ行ったのか、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、平成4年5月22日に払い出されており、この頃に初めて加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の母親は、申立人が20歳になった時、A市から国民年金への加入を勧奨する書類が送られてきたため加入手続を行い、その際、年金手帳を

受け取らなかったと主張しているが、同市によれば、平成3年4月に学生の強制加入制度が発足した以後は、20歳に達した住民に直接勧奨用書類を送付することとしていたが、同年3月以前には、当該書類を直接送付することは無かったとしており、年金手帳についても、加入手続が行われた時には必ず手渡していたとしているなど、申立人の主張と合致しない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和62年5月及び同年6月に管轄社会保険事務所（当時）で、新規の国民年金手帳記号番号が払い出された240人について、それらの氏名（複数の読み名を含む。）、生年月日及び申立期間と類似する納付記録の有無を調査したが、いずれの記録も申立人の氏名、生年月日及び納付期間とは明らかに異なっており、申立人の加入及び納付記録が他の被保険者の記録として誤って管理されたとは考え難い。

加えて、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2014

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から63年3月までの期間、63年7月から同年12月までの期間、平成元年7月から2年3月までの期間及び3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から63年3月まで
② 昭和63年7月から同年12月まで
③ 平成元年7月から2年3月まで
④ 平成3年3月

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、年金記録を見ると平成4年4月に被用者年金に加入する前の記録に「未納」と「納付」が混在していた。

昭和60年に20歳になったとき、父親から「まだ学生だから国民年金の減免を頼むか、肩代わりをする。」と言われた記憶があり、未納となっている年金記録に納得できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立人が20歳になったとき、申立人の父親が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていたと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間①は未加入期間と記録されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①の当時は大学生であったとしており、その当時、大学生は国民年金の任意加入の対象者であったところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の払出しの状況から、平成2年2月以降に払い出されたものと推認できることから、当該払出し時点において、任意加入期間となる申立期間①については、制度上、遡って国民年金に加入し、保険料を納付することができない期間である上、それ以前に申立人に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間④については、申立人は、住所変更時における住民票の異動及び国民年金の届出は適正に行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人は平成3年4月にA市の住所で不在決定され、21年12月7日にB市の住所で不在判明と記録されていることが確認できることから、申立人が、住所変更に伴う国民年金の届出を適正に行っていなかった状況がうかがえ、申立期間④の国民年金保険料を納付することができなかったものと推認できる。
- 3 申立期間②及び③については、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付は主に申立人の父親が行ってくれていたとしており、「納付」と「未納」が繰り返される記録はおかしいと主張しているものの、当該期間の保険料納付を行ってくれていたその父親は既に死亡しているため、当時の納付状況等を確認することができない上、申立期間④を含め、同時期の納付記録が同一人に対して複数回にわたり欠落するとは考え難い。
- 4 さらに申立人の父親が、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から平成7年3月までの期間及び16年1月から18年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月から平成7年3月まで
② 平成16年1月から18年12月まで

私は、昭和59年12月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、60年1月頃に同市役所の窓口で年金手帳を受け取り、以後、送付されてきた納付書で保険料を納めてきた。また、納付が遅れた場合は督促状が送られてきたが、保険料は必ず納めるようにしていた。

ねんきん特別便が送られてこなかったため、不審に思い社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、加入当初が未納期間とされており、以後の期間も厚生年金保険被保険者期間以外は未加入期間とされていたので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和59年12月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、加入後の保険料は納付書により郵便局等で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の国民年金被保険者の加入状況から、平成7年1月頃に払い出されたものと推認できることから、申立人が主張する加入時期と相違する上、昭和59年12月頃に、申立人に係る別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料を遡って納付したと主張しているところ、上記払出しの時点において、申立期間①のうち大部分が時効により納付できない期間である。

2 申立期間②については、申立人は、平成16年から18年の国民年金保険料

をB市内の金融機関で納付書により、支払った記憶があるとしているものの、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間とされている上、C郡D町（現在は、E市）及びB市において国民年金の加入記録は確認できないことから、当該期間に係る納付書が発行されていたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①以降に4回、厚生年金保険に加入しているが、その資格を喪失したことに伴う国民年金の資格取得届がいずれも行われていなかったため、第1号・第3号被保険者取得勧奨用の書類が作成されていることが確認できることから、申立人が、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っていた状況がうかがえない。

- 3 さらに申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年12月まで

申立期間当時、実母が私の国民年金の加入手続をA市B区役所で行い、姉の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたことを常々聞かされていた。実母が加入手続や納付を行ってくれていたため、具体的なことは不明だが、申立期間の保険料を必ず納付してくれていたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和51年10月に婚姻後の氏名で払い出されていることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者原票及び申立人に係るA市の昭和51年度の収滞納一覧表から、申立人は昭和51年11月11日に任意で資格取得していることが確認でき、同収滞納一覧表において、同年11月から納付書で国民年金保険料を納付していることが確認できることから、この頃国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人の所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」の欄に、昭和44年1月16日と記載されているものの、氏名及び住所欄には婚姻後の氏名及び住所が記載されており、申立人は、現在所持する年金手帳以外に別の年金手帳（国民年金手帳）を所持していた記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間について申立人の母親がA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は婚姻後も、同市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索をしたが、申立人に対して、別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたこと、及び追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

平成3年4月から学生も国民年金の強制加入となり、同年3月に父親が、A市役所で私の国民年金の加入手続を行い、同年4月から大学を卒業する5年3月までの2年間の免除申請手続を行った。13年に、当該2年間の免除期間について、24枚の追納納付書が送られてきたので、郵便局で追納したのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月に、申立人の父親がA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は同年8月に払い出され、学生が強制加入対象となった同年4月1日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、その父親が国民年金の加入手続と一緒に平成3年4月から5年3月までの2年間について、免除申請手続を行ったとしているが、制度上、免除申請手続は、毎年行わなければならない、オンライン記録によると、3年5月7日に、申立期間直前の同年4月から4年3月までについては、免除申請手続を行っていることが確認できるものの、申立期間について、免除申請手続を行った形跡は見当たらないことから、申立期間の免除申請手続は行われなかったものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間について、平成13年に国民年金保険料を追納したと主張しているが、追納したとする時期は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間である上、保険料の収納事務が電算化処理により行われていることを踏まえると、申立期間当時における年金記録管理の信頼性は高いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたこと、及び追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）並びに周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたこと、及び追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から10年1月まで

平成9年7月頃に、私又は家族の誰かが、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、納付時期、納付場所及び納付額の記憶は無いが、送付された納付書で、私の母が私の国民年金保険料を納付したのに、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、実家に納付書が届いていれば申立人の親が国民年金保険料を納めてくれていたはずだと思い、申立てを行ったとしているところ、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付金額の具体的な記憶は無い上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であることが確認でき、申立期間に係る納付書が発行された状況はうかがえない。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間である上、保険料の収納事務が電算化処理により行われていることから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から平成2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から平成2年5月まで
昭和57年当時、新聞等により、20歳になれば国民年金に加入できるということを知って、20歳になって直ちに私の父が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。平成2年4月から同年5月31日まで会社勤めをしていたが、この間も国民年金保険料を納付しているので厚生年金保険と二重になっている。ところが、自宅に送られてきたねんきん特別便をみると、20歳から会社を退職した2年6月1日までの期間の記録が抜けていることが分かり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親は、申立人が20歳になった昭和57年頃に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は平成2年8月7日に払い出されていることが確認でき、申立人の父親の主張する加入時期と相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市の収滞納一覧表によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は平成2年6月1日と記録されていることが確認でき、オンライン記録の資格取得日と一致している上、申立期間については未加入期間と記録されていることから、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人の父親は、加入手続きを行った場所、納付方法及び納付額の記憶が無い上、申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

平成3年4月から学生が国民年金の強制加入となり、当時、学生であった私に代って、勤務先で社会保険の事務を担当していた父親が、同年3月頃にA市B区役所で加入手続を行い、1か月9,000円ほどの保険料を納付してくれていた。保険料の納付方法については、納付書で納付していたのか、口座振替で納付していたのか定かではなく、領収書も受け取っていたが、現在は所持していない。年金手帳は、同年4月頃に郵送されてきたことを覚えており、その後、他の年金手帳と合わせて1冊にまとめたと思う。同じ時期に同居していた妹は保険料を納付しており、同じ状況で私だけ納付していないことに納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は平成6年9月6日に払い出されていることが確認できる上、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表では、申立期間の記録を確認することができず、平成6年度に初めて確認でき、同一覧表の異動処理月は平成6年12月と記録されていることから、申立人はその前月である同年11月頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立期間のうち、4年10月より前の期間については、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は、当該時期に保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無く、申立人は、これらに直接関与していないため、具体的な状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を申立人の父親が申立人の妹の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、その妹の同手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の払出しより前

の平成5年11月2日に払い出されており、オンライン記録では、5年4月から6年1月までの保険料を6年2月1日に現年度納付し、4年1月から5年3月までの保険料を6年2月25日に過年度納付していることが確認でき、この内容はA市の国民年金収滞納一覧表の記録と一致していることから、申立人の妹は、申立期間の保険料を現年度納付していないことが確認できる上、オンライン記録によると、申立人及びその妹は、10年8月まで保険料の収納年月日が一致しておらず、当該時期に同じ納付状況であったと認めることはできない。

このほか、申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間に上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出された記録は確認できない上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から同年12月まで

私は、昭和63年6月に事業所を退職した。在職中は、社会保険の得喪手続等の担当をしており、退職後の手続については職務上理解していたので、退職後は、A市役所B支所で国民年金保険料を毎月納付していた。

当時は収入が無い上、各種学校の受講料を負担し、雇用保険を受給しながらの生活状況の中、しぼりだすように納付した国民年金保険料にもかかわらず、ねんきん特別便を見ると未加入とされていることに納得できない。悔しい思いがあり、第三者委員会へ申し立てることにした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年6月に事業所を退職後、A市役所B支所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は平成4年2月に払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続、納付書等についての具体的な記憶は無いとしているところ、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されており、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和45年頃に父が行ってくれた。納付については、父が婦人会の集金人へ、1か月450円から600円を納付してくれていたと思う。父は既に死亡しており詳しいことは不明であるが、納付してくれていたはずなので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和45年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、52年2月24日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人が主張する加入時期と相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、上記払出しの時点において、49年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立人の所持する、申立期間直後の昭和50年度の国民年金保険料を昭和52年11月24日に一括して納付したことを示す領収書を所持していることから、当時は、時効が完成した年度までは過年度保険料の収納が行われていたものと推認できるものの、当該納付日において、時効が完成した年度より前の年度である申立期間の保険料が納付できた事情はうかがえない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から13年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月から13年7月まで

私は、滞納していた国民年金保険料と市民税を納付したことがあり、滞納を叱責した父親から滞納額の7万円を借りた時か、妻から未納期間を納付するように言われた時のいずれかに、A町役場（現在は、B市C支所）、D市役所又はE社会保険事務所（当時）のいずれかで国民年金保険料を一括で納付したにもかかわらず、未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、滞納していた国民年金保険料と市民税を納付したことがあり、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと主張しているものの、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付場所及び納付額についての記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されており、当該期間に係る納付書が発行された状況はうかがえない上、申立期間直前の厚生年金保険被保険者資格の喪失（平成12年8月28日付け）に伴う、国民年金被保険者の資格取得届が行われていなかったため、申立期間に係る初回適用勧奨として「第1号・第3号被保険者取得勧奨」を12年10月23日に、最終勧奨として「未加入期間国年適用勧奨」を14年8月27日に作成したことが確認できることから、申立期間については、同日（14年8月27日）時点においても未加入期間であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA町役場、D市役所又はE社会保険事務所のいずれかで一括して納付したと主張しているが、上記「未加入期間国年適用勧奨」を作成した平成14年8月27日以降であれば、国に収納業務が移行しているため、A町役場、D市役所で国民年金保険料を納付するこ

とはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 12 月 5 日から 4 年 4 月 1 日まで
② 平成 7 年 5 月 15 日から 11 年 1 月 1 日まで

A社（平成 18 年 4 月に B 社と名称変更し、21 年 9 月 * 日解散。）から採用決定通知の電報が届き、申立期間①において営業業務に従事し、4 年 4 月 1 日からは本社付けの事務職として再度、契約書を交わしたが、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

また、C 社には平成 7 年 5 月 15 日に入社して D 社で就業していたが、C 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が 11 年 1 月 1 日となっている。申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所有する A 社からの採用決定通知の電報及び同社発行の身分証明書により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の事業を継承している B 社は、「申立人は平成 4 年 4 月 1 日からは正社員であるが、申立期間当時の人事関係等の資料は残っておらず、3 年 12 月 5 日から 4 年 3 月末までの申立人の勤務実態は不明である。」と回答している上、申立人の雇用保険被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致する。

また、申立期間当時の複数の元従業員は、「中途採用者については試用期間があり、その間は厚生年金保険料の控除は無かったと思う。」、「営業職は歩合給であり、中途採用者については試用期間があったと思う。試用期間の長さは人により異なっていた。」、「私は約 2 か月の試用期間終了後、会社の事務担当者に年金手帳を渡して厚生年金保険の加入手続をしてもらっ

た。」とそれぞれ供述している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間経過後に加入させていたと考えられる。

- 2 申立期間②について、C社から提出された申立人に係る労働契約書により、申立人が申立期間の一部において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、上記の労働契約書には、契約期間（平成8年5月15日から9年3月31日まで）、労働時間（実働4時間）、契約の自動更新（当該年度末を契約期間とし、特に双方より申出の無い場合は、1か月ごとの自動更新とする。）が記載されており、申立人は厚生年金保険の適用基準である、C社の所定労働時間（7時間45分）の4分の3以上を満たしていないことが確認できる。

また、C社には申立人に係る別の労働契約書（契約期間は平成11年1月1日から同年12月31日まで）が保管され、同契約書には、労働時間は6時間15分と記載されており、同社保管の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の申立人の資格取得日は11年1月1日であることが確認できることから、同社は、労働時間が延長された同日から申立人を厚生年金保険に加入させたと考えられ、雇用保険の加入記録と一致する。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、ハローワークの求人を見て、A社（現在は、B社）C営業所の面接を受け、同社に平成 2 年 10 月 1 日にアルバイトとして入社したが、年金記録によると、厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 12 月 1 日とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び健康保険組合の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社から提出を受けた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人は、同社において平成 2 年 12 月 1 日に資格取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A社D本部において昭和 63 年 9 月 1 日から平成 3 年 4 月 15 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した女性でかつ中途採用者について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日を調査したところ、申立人と同じアルバイトとして雇用された者は、雇用保険及び健康保険の被保険者資格取得日が厚生年金保険の被保険者資格取得日より 2 か月早いことが確認できる。

さらに、申立期間当時におけるA社D本部の事務担当者は、「アルバイトの場合、雇用保険は入社と同時に加入させたが、厚生年金保険は入社から 2 か月後に加入させていた。加入するまでの期間については、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金

保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 31 日から 10 年 8 月 31 日まで

私の厚生年金保険の記録は平成 8 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失した記録になっているが、実際には 10 年 8 月 31 日まで勤務した。当時の給与明細書などは無いが厚生年金保険料や税金は控除されていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人の提出した預金通帳の写し及び元同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に在籍し勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、被保険者 5 人全員（申立人及び元事業主を含む。）が平成 8 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失し、同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は当該事業所が適用事業所でなくなった後の期間である。

また、上記 5 人のうち、申立人を除く 4 人に当時の状況について照会し、そのうちの一人から回答を得たところ、「事業所の厚生年金保険料の支払いが滞って、厚生年金保険の適用を受けられなくなり、全員が被保険者資格を喪失した。私は、仕方なく平成 8 年 12 月から国民年金と健康保険（任意継続）に加入して各保険料を自分で納付しながら、引き続き 13 年までA社で勤務していた。厚生年金保険に加入していないので、私の給与から厚生年金保険料は控除されなかった。」と証言しており、他の二人及び元事業主からは申立期間の厚生年金保険への加入状況並びに給与からの厚生年金保険料控除等について回答を得ることができない。

さらに、上記 5 人全員が健康保険任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで

昭和 55 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に就職し、C 店で 1 日 6 時間の労働時間の契約だったが、通常、午前 6 時から午後 3 時頃まで食料品の製造の仕事をしていた。勤務期間のうち、厚生年金保険の記録が 56 年 10 月 1 日から同年 11 月 26 日までの 1 か月しか確認できず、入社から 1 年半の期間が空白である。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書及並びに同資格喪失確認通知書によると、申立人は、昭和 56 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 11 月 26 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 55 年 5 月 1 日から 56 年 11 月 1 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在が確認できた 14 人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、9 人から回答があったところ、そのうちの D 店の元従業員の一人及び E 店で店舗の新設と従業員の指導業務に従事していた元従業員の一人は、「申立期間当時、正社員として扱われるのは、9 時から 18 時までの勤務時間の従業員のみで、その他の時間帯に勤務する者は、たとえ 1 日 8 時間勤務していたとしても、準社員の扱いとなり、社会保険には加入させてもらえなかった。」、「申立期間当時は、パート従業員 200 人に対して正社員は 10 人ぐらいの割合であった。パート従業員の中で優秀であった者や店長となった者は、正社員に昇格したが、通常は入社後 5 年ぐらいたってからであった。1 年半で正社員になったのであれば、申立人は非常に優秀だったと思われる。」とそれぞれ回答

している。

さらに、上記9人のうち、F店の元給与事務担当者は、「申立期間当時の社会保険事務は、G県の本社で一括して行っていた。厚生年金保険料を控除しているにもかかわらず、資格取得届を怠るということは、考えられない。また、当時は、パート扱いで入社し、途中から正社員となることが常であった。」と回答している。

加えて、申立人が氏名を記憶しているC店の元同僚の当該事業所における資格取得日は、申立人の同取得日から2年後の昭和58年9月10日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 1 日から 58 年 3 月 9 日まで

私は、昭和 55 年 3 月 1 日から 58 年 3 月 9 日までの間、大学に通いながら父が経営する A 社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A 社に勤務していた。」と主張しているところ、元事業主及び元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の元事業主は、「申立人は、申立期間において大学生であり、学業が休みである時のアルバイト勤務であったため、厚生年金保険の加入手続は行っていないと思う。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員 17 人のうち、連絡先が判明した 9 人に対し文書により照会し、5 人から回答があり、そのうちの二人から申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、申立人の勤務期間等は記憶していないとしており、申立人の勤務期間について特定できない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番はない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月 10 日から 56 年 3 月 31 日まで
② 昭和 58 年 4 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで

申立期間①については、A社に入社し、B社C事業所の専属としてD業務を行っていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

申立期間②については、A社を退職後、父の紹介でE社の仕事をするようになり、最初は契約社員、昭和 58 年 4 月から正社員になったので記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の人事記録や賃金台帳は残っており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認できない。」と回答している。

また、A社では、「本人の希望により、厚生年金保険に加入しないこともあった。」と回答している上、申立期間①当時、同社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員が記憶する、B社C事業所で勤務していたA社の従業員5人のうち4人については、同社に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できないことから、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②について、E社の回答及び元同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間②の頃、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年2月1日であり、申立期間②は同社が適用事業所となる前の期間である。

また、E社の事業主によると、「当社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和62年2月1日より前に、従業員の給与から社会保険料を控除するようなことは無い。」と回答している。

さらに、申立人よりも前にE社に入社したとする元同僚一人は、「昭和61年に退職するまで、同社において厚生年金保険の加入は無く、国民健康保険と国民年金に加入しており、給与から保険料は控除されていなかった。」と証言している。

加えて、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となった日に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員は20人確認できるところ、このうち7人が、直前まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、このうちの一人も、「同社が社会保険に加入する前は、国民健康保険と国民年金に加入しており、給与から保険料も控除されていない。」と証言している。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 1 日から 35 年 10 月 31 日まで

私は、復員した翌月の昭和 23 年 7 月 1 日に、知人の世話により A 社（現在は、B 社）に入社し、C 市にあった工場で住み込みで勤務した。

年金記録によると、私の A 社における厚生年金保険被保険者記録は、昭和 30 年 9 月 1 日から 35 年 10 月 31 日までの期間が抜け落ちているが、私は、55 年に同社を退職するまで、商品の製造、配送などに従事し、その間、職場や役職が変わったこともないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び B 社から提出を受けた申立人に係る労働者名簿により、申立人が申立期間当時同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和 29 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、30 年 9 月 1 日に同資格を喪失し、再度 35 年 11 月 1 日に同資格を取得（健康保険番号*番）したことが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、被保険者名簿と同様に申立人が 30 年 9 月 1 日に同資格を喪失した旨が記載されているほか、同台帳の備考欄には、「喪失届に D（申立人氏名）とあり再取得の際要注意のこと*」、と記載されていることから、同事業所は、同年 9 月 1 日付けで申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる手続を行っていたことがうかがえる。

また、A 社に係る申立人の妻の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の妻は、同社において、昭和 30 年 9 月 25 日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同日付けで、申立人が、当該妻の健康保険被扶養者となっていることが確認できることから、申立人は、30 年 9 月 1 日に同被

保険者資格を喪失した後、申立人の妻の被扶養者になったと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間前後において健康保険番号に欠番はなく、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 5 年 6 月 30 日まで
私は事業主であり、申立期間の年収を下げたり、社会保険事務所（当時）へ納付する保険料を少なくする理由も無い。厚生年金保険料の未払いも無いはずなのでよく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 10 月 1 日までは 53 万円と記録されていたところ、5 年 2 月 5 日付けで、一旦 20 万円に引き下げられ、さらに、同年 7 月 12 日付けで上記期間のうち 4 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日までは 10 万 4,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る手続や同保険の全喪に係る手続等に関しては一切覚えがない。」と主張しているところ、申立人の同被保険者資格喪失処理日及び健康保険証添付回収処理日並びに元従業員一人に係る同被保険者資格喪失処理日は平成 5 年 7 月 12 日であることが確認でき、この日付は、申立人に係る 2 回目の標準報酬月額の遡及訂正処理日であることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社の社会保険料の滞納については一切覚えがない。」と主張しているところ、B年金事務所の提出した同社に係る不納欠損整理簿により同社が滞納した社会保険料等を平成 13 年に不納欠損処理した事実がうかがえる上、当該不納欠損整理した滞納社会保険料額等から判断すると、同社は

4年12月から社会保険料を納付していないことが推認でき、5年2月5日に申立人に係る1回目の標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていること等により、上記2回の申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正処理に関して、社会保険事務所が、事業主（代表取締役）であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与無しに、処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月 1 日から正職員として A 事業所（現在は、B 事業所）で勤務したのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 44 年 4 月 1 日から正職員として A 事業所に勤務した。」と主張しているところ、雇用保険の被保険者記録及び元同僚の証言により、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、同事業所は昭和 44 年 8 月 1 日に申立人を含む 5 人の被保険者資格を取得させる届出を行っていることが確認できる上、同事業所は、「賃金台帳等の資料は、事務所を建て替えた 58 年以降の分しか保管していないため、厚生年金保険料を控除したかどうかについては不明である。」と回答している。

また、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員 6 人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの二人は、「3 か月の試用期間があった。」と証言している上、申立人と同一日に被保険者資格を取得している元従業員は、「私は、昭和 44 年 6 月中に働き始めたが、厚生年金保険の加入は同年 8 月 1 日になっている。」と証言していることから、同事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、一定期間経過後に加入させていた可能性が高いと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 17 日から 38 年 1 月まで

私は、A社を退職直後の昭和 37 年 1 月から結婚するまでの 1 年間、B社で店員として勤務していたが、この期間の年金記録が空白となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の複数の元従業員の証言によると、同社は、昭和 33 年ごろからC市内にD店とE店の2店舗で営業していたことがうかがえるところ、申立人の具体的な記憶から、申立人は、期間の特定はできないものの、D店で勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の元従業員の証言から、B社のD店及びE店の従業員数は、それぞれ 15 人から 20 人程度であったと推認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間における同社全体の被保険者数は、8 人から 14 人までの範囲であったことが確認できる。

また、これら元従業員のうちの一人名は、「昭和 33 年 9 月ごろに入社し、B社E店で社会保険関係事務を担当していた。」と証言しているところ、上記被保険者名簿によると、当該元従業員は、36 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、B社では、必ずしも従業員の全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させる場合も、勤務期間の全てについて加入させていたわけではなかったことが考えられる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 34 年 5 月 1 日（新規適用日）から、適用事業所でなくなった 38 年 3 月 1 日までの期間において 62 人の厚生年金保

険被保険者記録が確認できるが、申立人の氏名は記載されていない上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、閉鎖登記簿謄本によると、B社は、既に解散しており、代表取締役等の所在も不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 40 年 2 月 24 日まで
③ 昭和 43 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 6 月から 34 年 6 月まで、A 社において、同社の下請けの仕事をしていた親方の下で大工の見習いをしていた。同社における私の年金記録は 32 年 6 月 1 日で途切れているが、親方が厚生年金保険に加入していた期間については、私も加入していたはずである（申立期間①）。

その後、昭和 37 年 12 月 1 日から 43 年 3 月 31 日までの期間は、私は、一人前の大工として、B 社の下請けをしていたが、同社における年金記録は、40 年 2 月 24 日から 43 年 3 月 21 日までの期間しか無い。同社の社員や、同じ下請けとして勤務していた者の名前も覚えており、当時、同社で勤務していたことは間違いないので、年金記録を復活してほしい（申立期間②及び③）。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人が記憶している元親方が、申立期間①を含む昭和 31 年 1 月 10 日から 35 年 12 月 31 日までの期間、A 社において厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、当該元親方の下で大工見習をしていた申立人が、申立期間①において同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった、申立期間①を含む昭和 27 年 5 月 1 日から 35 年 8 月 1 日までに被保険者資格を取得したことが確認でき、かつ所在が判明した 10 人に照会したが、回答があった 9 人全員が同社の社員であったとしており、下請業者又はその見習いの者であって同社において被保険者であった者は見受けられない。

また、当時のA社の社会保険関係事務担当者は、「申立人のことは記憶していないが、その元親方という人物のことは記憶している。当社では、基本的には、下請業者を厚生年金保険に加入させることはなかったが、申立人の元親方については重用していたので加入させていたのかもしれない。」と証言していることから、同社においては、下請業者の見習いであった申立人が、一時期厚生年金保険に加入していたこと自体、一般的な取扱いではなかったことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿には、申立人に係る昭和32年6月1日付け被保険者資格喪失届を同年同月10日に処理した旨の記載及び資格喪失に伴い健康保険証が返却されたことを示す「証返」の記載が確認でき、同名簿の記載上、不自然な点は見当たらない。

さらに、上記の回答者9人全員が申立人について記憶していない上、A社の実質的な経営者及び申立人の元親方は既に死亡しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 2 申立期間②については、元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB社で下請業者として勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和38年11月22日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、37年12月1日から38年11月21日までの期間は、同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、B社において勤務していたとする下請業者の一人は、「下請業者の厚生年金保険への加入については事業主と協議して決めており、私は、昭和28年頃から50年頃まで勤務していたが、当初は加入を希望しなかった。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該下請業者の厚生年金保険被保険者資格取得日は、42年6月26日であることが確認できる上、「37年12月から40年1月まで勤務していた。」と供述している別の下請業者についても、厚生年金保険被保険者記録は、39年5月20日から同年10月20日までの期間しか確認できないことから、同社では、下請業者について、必ずしも勤務していた期間の全てについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、B社の事業主は既に死亡しており、当時の厚生年金保険の取扱いについて聴取できない上、上記の下請業者から、厚生年金保険被保険者記録が無い期間において給与から保険料が控除されていたとする証言も得られない。

- 3 申立期間③については、元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、申立期間③始期の昭和43年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき

る上、同社に係る上記の被保険者原票によると、同日付けで届け出られた申立人に係る被保険者資格喪失届を同年4月26日に処理した旨の記載及び資格喪失に伴い健康保険証が返却されたことを示す「証返」の記載が確認でき、同原票の記載上、不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 20 日から 41 年 5 月 21 日まで

私は、A社で、昭和 39 年 8 月 21 日から 41 年 11 月 1 日までの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、40 年 11 月 20 日から 41 年 5 月 21 日までの 6 か月間の年金記録が欠落している。

当時、私は、給与計算事務を担当し、給与から厚生年金保険料を差し引いていたので、年金記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 40 年 11 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり（申立人を含む厚生年金保険被保険者 23 人全員が同日に被保険者資格を喪失）、再度、41 年 5 月 21 日に適用事業所となっており（当該 23 人が同日に資格取得）、申立期間は、同社が適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、元同僚の一人は、「当時、会社は経営不振で保険料を納付できず、社会保険の加入を止めた。社会保険に加入していなかった期間は、保険料は控除されていなかったと思う。」と証言している。

さらに、A社は既に倒産していることから、申立期間当時の事業主等、同社関係者から当時の状況を聴取することができず、ほかに申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月から24年7月まで
② 昭和24年8月から28年9月まで

私は、申立期間①において、Aの開発に参加していたB社の従業員として勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者期間が無いとされていることには納得できない。

また、申立期間②においては、Aで、B社の下請会社であったC社の従業員として勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者期間が無いとされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「Aの開発に参加していたB社の従業員として勤務していた。」と主張している。

しかし、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、調査を行うことができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、B社本社の経理担当であった元従業員によると、「申立期間当時、AにB社が関係する現場は有ったが、現場で採用された従業員は、下請会社の従業員であり、当該従業員を社会保険に加入させることについては、下請会社が決めていたため、当社としては、申立人が厚生年金保険に加入していたか否かについては分からない。」と供述している上、複数の元従業員に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期

間①における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記載も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「Aで、B社の下請会社であったC社の従業員として勤務した。」と主張しているが、日本年金機構D事務センターによると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は申立期間当時の事業主の氏名を記憶しているものの、個人を特定することができず、事業主に対する調査ができない上、元同僚についても氏名を正確に記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について調査を行うことができない。

- 3 このほか、申立人は、「申立期間①及び②において、兄と共にB社及びC社に勤務していた。」と主張しているが、申立人の兄についても、申立期間①及び②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から28年2月1日まで

私は、A市にあったB社に昭和27年1月1日付けで正社員として入社し、29年3月21日まで勤めたが、27年1月1日から28年2月1日までの間の厚生年金保険の被保険者記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社に昭和27年1月1日から勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により所在が確認できた9人に申立人の申立期間当時の勤務状況等について確認したところ、7人から回答を得たが、全員が、「申立人の名前に記憶が無い。」と回答しており、申立人の勤務実態について確認できない。

また、上記同僚は、「当時の事務担当者はCさんであった。」と証言しているところ、オンライン記録により確認したが、当該事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間中の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録はオンライン記録と一致していることが確認できる上、当該被保険者名簿及び旧台帳に不自然な点は見当たらない。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人のB社で払い出された厚生年金保険被保険者番号は、昭和28年2月27日付けで申立人を含む6人の元従業員が連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の払出票には、資格取得年月日「28年2月1日」の記載が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金（労働者年金）保険被保険者として厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 7 月 1 日から 20 年 1 月 10 日まで
② 昭和 20 年 8 月 31 日から同年 9 月 10 日まで

私はA社B支店に昭和 16 年 4 月 1 日に入社し、20 年 9 月 10 日に退社した。申立期間①及び②が厚生年金保険加入期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 16 年 4 月 1 日にA社B支店に入社し、同社が軍に徴用されたことに伴い、外地に転勤し、内地勤務を経て、申立期間①において、外地勤務した。」としており、C省D課の発行した履歴書から、申立人は、17 年 12 月 22 日に海軍業務の嘱託となり、20 年 2 月 1 日に嘱託を解かれたことが確認できる上、申立人と同期入社した元同僚の供述により、申立人が外地で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社B支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、昭和 18 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失している者が申立人を含め 16 人確認でき、うち申立人の記憶する元同僚を含め 7 人が外地において海軍嘱託として勤務していたと供述している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると申立人の資格喪失日及び原因欄には昭和 18 年 7 月 1 日（転）と記載されており、その後、申立期間において申立人が被保険者資格を取得した形跡は見当たらない上、同台帳によると申立人は内地勤務となった20年 1 月 10日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所では、申立人が労働者年金保険法

の適用対象でない外地勤務になったことに伴い、昭和18年7月1日付けで申立人の被保険者資格を喪失させる取扱いを行ったものと考えられる。

申立期間②について、申立人は、A社B支店に引き続き勤務していたと主張している。

しかしながら、当該事業所は、終戦直後に機材及び施設が接収されて解散したとされており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、最も遅い資格喪失日は昭和20年8月31日であり、申立人の喪失日も同日となっていることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳における資格喪失日も上記と同日となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金（労働者年金）保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 2 月 1 日から 28 年 8 月 31 日まで

私は、昭和 26 年 11 月に、当時勤務していたA社のB本社からC出張所へ転勤した。

Cに赴任した当初は、D工場の設備の現場責任者と営業職を兼務した。昭和 27 年 7 月にはC支店を開設したが、翌年 9 月に同支店業務をE社（現在は、F社）に譲渡することとなり、私はB本社へ戻った。

私のA社における厚生年金保険被保険者記録は、私がB本社に戻った昭和 28 年 9 月からしか無いが、同社C支店開設当時の写真があり、私が同支店で勤務していたことは事実であるので、この期間の年金記録を復活してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している当時の写真及び申立人の詳細な記憶により、申立人が申立期間にA社C支店で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 28 年 9 月 1 日（新規適用日）であり、申立期間は、当該事業所が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、申立人は、A社C支店に勤務していたのは、申立人を含めて3人であることを記憶しているところ、同支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該3人全員が新規適用日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時における事業所の厚生年金保険への適用要件は、「常時5人以上の従業員を使用する法人」であることから、A社C支店は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしていなかった可能性がうかがえる上、適用

事業所となった当時の被保険者名簿に、任意適用事業所であることを示す「任」の記載があることから、A社C支店は、強制適用事業所ではなかったことがうかがえる。

加えて、元同僚に聴取しても、厚生年金保険に加入する前に給与から厚生年金保険料が控除されていたことの証言は得られず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 31 日から 22 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 15 年から 63 年 3 月まで A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、21 年 7 月 31 日から 22 年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

この期間は、B 県にある同社の C 事業所で事務係として勤務し、社会保険被保険者資格の取得手続や給与計算を担当し、従業員の毎月の給与から保険料を控除していたので、私の年金記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社の人事記録から、申立人が申立期間において C 地及び D 地にあった同社の事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和 21 年 4 月 1 日に書き換えられ、同被保険者名簿が次に書き換えられた 22 年 6 月 1 日までの間に、被保険者 807 人中 736 人が被保険者資格を喪失している上、この 736 人中 124 人が、申立人と同じ 21 年 7 月 31 日に被保険者資格を喪失していることから、同社は、一時期、厚生年金保険被保険者の大部分について資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、A 社の人事記録によると、申立人は、申立期間中の昭和 21 年 10 月 1 日に C 地から D 地に異動しているが、オンライン記録によると、同社 D 事務所は 22 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該適用日前である同年 3 月 10 日に E 事業所に異動した申立人が、同社 D 事務所において厚生年金保険に加入することはなかったと考えられる。

さらに、申立人は、「申立期間当時、給与計算を担当していた。」と供述しているが、A 社人事部は、「申立人が給与計算を担当するようになったのは、

昭和 47 年以降であると考えられる。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 3 月頃から 25 年 3 月頃まで
私は、昭和 23 年 3 月頃 A 市にあった B 社に C 職として正社員で入社し、24 年 10 月頃に資格を取得後は D 職に従事し 25 年 3 月頃退職したが、厚生年金保険の被保険者記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社は昭和 24 年 11 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち、同日より前の期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、申立人は、「B 社に入社後、C 職、E 職を計 1 年間、D 職を 1 年間勤め、同事業所での勤務期間は 2 年程であった。同社退職後は、F 社に 2 年程勤めた。」と供述しているところ、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は、昭和 25 年 6 月 1 日から 26 年 1 月 1 日であることが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険の適用年月日は 25 年 6 月 1 日であり、同事業所での勤務期間「2 年程」との上記申立人の供述及び上記元従業員の証言等を勘案すると、申立期間のうち 24 年 11 月 1 日当時は、申立期間後の事業所（F 社）に勤務していたことがうかがえる。

さらに、B 社の事業主は、「会社は昭和 22 年 6 月に設立しているが、最も古い記録で 24 年 11 月 1 日に 13 人が資格を取得しており、それ以前の記録は無い。申し立てどおりの届出、保険料の納付を行ったかどうかは不明である。」と回答している上、当該事業所に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は

確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月20日から3年10月18日

A社の子会社であるB社から、C社に派遣社員として平成元年9月20日から3年11月30日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が退職前の1か月しか確認できない。

調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、昭和62年7月1日から平成3年11月1日までにB社において厚生年金保険被保険者資格を取得している40人のうち、所在が確認できた25人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、16人から回答があったところ、申立人を唯一記憶し、同じ派遣先に勤務した元同僚は、「申立期間当時、同社の給与事務担当者から『社会保険もいずれ加入させなければいけないと思っている。』と聞かされていた。私も厚生年金保険に加入したのは、申立人と同じ3年10月18日である。」と回答している。

また、申立人と同様にB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成3年10月18日と確認できる元従業員二人は、「入社した平成元年には、社会保険に加入していなかった。3年10月18日にやっと加入できるようになった。加入前に、社会保険料の控除は無かった。」、「昭和63年の入社時には、社会保険の加入はできなかつたので、何度も加入させて欲しいと会社側に頼んだが、会社負担分の保険料の支払いが困難であるという理由で断られ、平成3年10月18日にやっと加入できるようになった。」とそれぞれ回答している。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録において平成3年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員の一人は、「昭和63年に入社したが、当初は社会保険の加入は無く、雇用保険のみの加入だった。平成3年10月頃に社会保険事務所（当時）から会社側に社会保険に加入するように指導があり、加入できるようになった。それ以前は国民年金に加入していた。」と証言している。

加えて、申立人から提出された普通預金通帳におけるB社からの振り込み金額について検証したが、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことは確認できなかった上、同社の親会社のA社は、「子会社であるB社は平成16年に解散しており、申立人の申立期間に係る資料等は保存されておらず確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 12 日から 38 年 5 月 1 日まで
② 昭和 44 年 5 月 22 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 7 月 21 日まで

私は、申立期間①については、A社又はB社で勤務していた。

申立期間②については、C事業所のD職として臨時採用された。

申立期間③については、C事業所を退職後、E社のF市に所在する営業所に勤務して、主にD職をしていた。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 37 年 10 月 12 日から 38 年 5 月 1 日までA社又はB社で勤務していた。」と主張しているところ、i) 申立人が記憶する申立期間①当時の元上司の氏名がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において確認できること、ii) 同社の複数の元従業員が「申立人のことを記憶している。」と証言していること、iii) 申立人が保管するG手帳によると、A社に「昭和 37 年 12 月 3 日就職、昭和 38 年 2 月 29 日退職」と記載されていることから、申立人が申立期間の頃に、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主及び元上司は既に死亡しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人を記憶する元同僚は、「私は、A社で昭和 35 年 1 月から 38 年 2 月 13 日までの 37 か月勤務したが、厚生年金保険被保険者記録は 20 か

月しかない。申立人の在籍は短期間のため、厚生年金保険には加入させていなかった可能性もある。」と証言しており、36年6月10日に被保険者資格を取得している別の元同僚が保管するG手帳に記載されている当該事業所に係る就職日は、同年3月27日であることが確認できる。

さらに、現在のA社の役員（申立期間①当時の事業主の息子）によると、「私は、昭和38年4月1日に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は同年7月21日であり、加入していないときの厚生年金保険料の控除は無かった。」と回答している。

これらのことから判断すると、A社は必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社に係る被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は無い上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

一方、申立人は「会社名はB社だったかもしれない。」と供述しているところ、オンライン記録によると、H県内において「B社」という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、「C事業所にI事業のD職として勤務していた。」と主張しているところ、C事業所が保管する人事記録によると、申立人が昭和44年8月18日から見習職、同年12月1日から臨時職として同事業所I事業部に勤務していたことが確認できることから、申立期間②のうち、同年8月18日から同年12月1日までの期間については、申立人が同事業所において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C事業所人事課では、「申立人は、昭和44年9月1日以降、健康保険組合に加入させていたが、厚生年金保険については、正職員となった同年12月1日に共済組合に加入するまでの間、加入させていなかった。加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答している。

また、申立人は、「私と同時期にI事業のD職として、私を含めて5人が採用された。」と供述しており、そのうち二人の名前を記憶しているものの、姓のみの記憶であり、個人を特定できないため、これらの者から申立期間②当時における厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認できない。

さらに、C事業所に係る被保険者名簿にも、申立人の氏名は見当たらない上、当該被保険者名簿における事業所整理記号から、当該事業所の被保険者は政府管掌健康保険に加入することとなるため、健康保険組合の加入が確認できる申立人が加入していたことは考え難い。

加えて、申立期間②に係る申立人の雇用保険の記録も見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は「記憶ははっきりしないが、E社に係る厚生年金保険の記録のある昭和45年7月21日より前から同社でD職として

勤務したと思う。」と主張している。

しかしながら、E社では、「申立人の勤務実態や保険料控除の分かる人事記録や賃金台帳等の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間③当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、E社において、厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 15 人に照会し、8 人から回答があったところ、このうち一人が「申立人のことを覚えている。」と供述しているが、勤務期間に係る証言が得られない。

さらに、E社において、申立期間③当時の総務給料事務を担当していたとする元従業員は、「事務職に試用期間は無かったが、D職はすぐに退職する人が多いので、3か月くらいの試用期間があった。」と証言しており、上記の8人のうち3人は、同社に試用期間があったことを証言している。

4 このほか、申立人が、申立期間①から③までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金（労働者年金）保険被保険者として厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 1 日から 21 年 5 月 15 日まで
私はA社B支店に昭和 16 年 4 月 1 日に入社し、21 年 5 月 15 日に退社した。申立期間が厚生年金保険加入期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 16 年 4 月 1 日にA社B支店に入社し、同社が軍に徴用されたことに伴い、外地に転勤となった。」としており、C省D局が発行した履歴書から、17 年 12 月 22 日に海軍業務の嘱託になり、20 年 6 月 15 日に嘱託を解かれたことが確認できる上、申立人と同期入社した元同僚の供述により、申立人が申立期間の一部において外地で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社B支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、昭和 18 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失している者が申立人を含め 16 人確認でき、うち申立人の記憶する元同僚を含め 7 人が外地において海軍嘱託として勤務していたと供述している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に申立人の資格喪失日及び原因は昭和 18 年 7 月 1 日（転）と記載されており、申立期間において申立人が被保険者資格を取得している形跡は見当たらない。

以上のことから、当該事業所においては、申立人が労働者年金保険法の適用対象でない外地勤務になったことに伴い、昭和 18 年 7 月 1 日付けで申立人の被保険者資格を喪失させる取扱いを行ったものと考えられる。

一方、上記のC省D局が発行した履歴書及びE県F課が発行した履歴書により、申立人は、昭和 20 年 6 月 15 日に海軍嘱託の身分を解かれ、同年、陸軍の現役兵として入営していることが確認できる。

また、A社B支店は、終戦直後に機材及び施設が接收されて解散したとされており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、最も遅い資格喪失日は昭和20年8月31日である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金（労働者年金）保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月末から 50 年 7 月末まで
A市にあるB事業所にC職として勤務していたにもかかわらず、勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、確認をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の元事業主及び申立期間において当該事業所で被保険者記録のある元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は「賃金台帳等は災害等で破損し廃棄したため詳細は不明であるが、申立人は父親の健康保険の被扶養者に入ると申し出があったため、厚生年金保険の加入手続をしなかったように思う。加入手続をしない者の給与からは、当然保険料は控除しない。」と回答している。

また、申立期間当時、B事業所において厚生年金保険の被保険者記録の確認できる元職員によると「当時、C職は6人程勤務していたと思う。」と証言しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人及び同事業所の元従業員が氏名をあげたC職二人は、いずれも申立期間において被保険者記録が確認できない。

さらに、B事業所に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年3月23日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、19年11月1日から21年7月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月23日から同年11月1日まで
② 平成19年11月1日から21年7月1日まで

私は、A社からB社に派遣され、食品製造及び包装の業務に従事していた。私がA社に入社したのは平成19年3月だが、厚生年金保険の被保険者期間は同年11月からになっている。また、同年同月以降に厚生年金保険に加入してからも、実際に支払われた給与と標準報酬月額が異なる。

調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出を受けた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、同社は、オンライン記録のとおり、申立人について、平成19年11月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得する届出を行っていることが確認できる。

また、雇用保険の記録においても、申立人は、平成19年11月1日に同保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が提出した給与明細書及びA社に係る給与計算書により、申立期間①においては、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から

厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書及びA社に係る給与計算書によれば、申立期間②のうち、平成19年11月及び21年6月については、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、それ以外の期間については、給与から控除された保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月6日から4年8月1日まで

私のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、実際に働いた期間よりも短くなっている。源泉徴収票では保険料が控除されているので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、平成3年8月6日にA社において被保険者資格を取得し、5年7月31日に離職していることが確認できることから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社の担当者によると、「A社は、平成12年にC社から買収し、その後吸収合併した会社のため、申立期間当時の申立人に係る記録は一切残っておらず、厚生年金保険の届出や保険料の納付状況については不明である。」と回答している上、C社では、「申立人に係る勤務実態や保険料控除の状況の分かる資料は一切保管していない。」としており、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況について確認できない。

また、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員の一人は、「雇用契約は個人ごとに異なることがあり、全員が厚生年金保険に加入しているとは限らないかもしれない。」と証言しており、別の一人は、「申立期間当時、同社では、厚生年金保険の加入は、本人の希望により決めていたと思う。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人から提出された国民年金保険料領収証書により、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、A社に

において厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成4年8月以降、国民年金保険料を納付していないことが確認できる。

加えて、D健康保険組合によると、申立人の健康保険の被保険者期間は、平成4年8月1日から5年8月1日までとなっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

なお、申立人は「源泉徴収票では、保険料が控除されている。」と主張し、平成3年及び4年の源泉徴収票を提出しているが、当該源泉徴収票に記載されている当時の社会保険料等の金額の内訳が不明である上、申立人が被保険者資格を取得した4年8月の標準報酬月額により申立期間における保険料控除が行われた場合の社会保険料額を試算しても、源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額よりも大幅に少ないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 49 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A団体の技術職として正式採用される昭和 49 年 10 月 1 日よりも前の同年 4 月 1 日から臨時任用として勤務しているため、その期間の厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「昭和 49 年 4 月及び同年 5 月は、日々雇用職員としてB事務所（現在は、C事務所）の指示のもと、D事務所で勤務していた。」と主張しているところ、複数の元同僚が「申立人は当該期間にD事務所で勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間①の頃からD事務所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A団体人事課及びC事務所では、「申立人の申立期間①における資料が見当たらないため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等は不明である。」とそれぞれ回答している。

また、A団体人事課では、「現在は、日々雇用職員という理由で厚生年金保険に加入させない取扱いはしておらず、勤務状況に応じて、加入要件を満たす者については加入手続をしているが、当時のことは分からない。しかしながら、厚生年金保険に加入しない者から保険料を控除することはあり得ない。」と回答している上、申立人は、申立期間における保険料控除について「よく覚えていない。」と供述していることから、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況について確認できない。

さらに、B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①の前後を通じて申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番は

無い上、申立人が勤務したとするD事務所は、昭和46年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、50年6月1日に再度適用事業所になっていることが確認でき、申立期間①当時は、適用事業所ではなかった期間である。

- 2 申立期間②について、申立人が保管する人事異動通知書により、申立人が、当該期間に、技術職（臨時的任用）として、D事務所において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述のとおり、D事務所は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間である。

また、A団体人事課では、「現在は、臨時職員という理由で厚生年金保険に加入させない取扱いはしておらず、勤務状況に応じて、加入要件を満たす者については加入手続をしているが、当時のことは分からない。しかしながら、厚生年金保険に加入しない者の給与から保険料控除することはあり得ない。」としている上、申立人は、申立期間②における保険料控除について「よく覚えていない。」と供述していることから、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況について確認できない。

- 3 申立人は、「私と同時期に同職種でD事務所又はB事務所で採用された臨時職員はいなかった。」と供述しており、申立人と同様に、申立期間①及び②に臨時職員として採用された同僚に対して調査することができないものの、申立人と同じE職としてA団体の事務所で勤務していたとする職員は「私は、E職の資格を取得し、正職員として採用されるまでの臨時職員だった期間については厚生年金保険の記録があるが、同僚の中には、申立人と同様、厚生年金保険の手続が行われていない人がいる。出先によって取扱いが異なると聞いたことがある。」と証言しており、別の職員は「私もE職の免許を取得するまでの臨時職員だった期間に係る厚生年金保険の記録が無いが、その間、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは記憶に無い。」と証言している。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
私の厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況によると、A社を退職した昭和 59 年 4 月の厚生年金保険料が未納となっているが、所持している同年 4 月の給与明細書によると厚生年金保険料が控除されている。また、同社における厚生年金保険被保険者期間は 36 か月となっているが、給与明細書によると 37 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A社に入社した昭和 56 年 4 月から 59 年 4 月まで、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人のA社の離職日は昭和 59 年 4 月 20 日であることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月から資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人のA社における資格喪失日は、昭和 59 年 4 月 21 日であり、申立てに係る同年 4 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、「資料が残っていないため、申立人の退職日や厚生年金保険の届出等については不明である。」と回答しており、申立期間当時の申立人の勤務実態等について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 10 月 26 日まで

私は、申立期間について、残業手当による変動や昇給があったにもかかわらず、入社から退職までの間、標準報酬月額が同じ 22 万円である。残念ながら当時の資料は保管していないが、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、残業手当や昇給もあったのに、入社から退職までの間、標準報酬月額が 22 万円と変動が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、A社では、「賃金台帳、源泉徴収簿等の給与支払額や保険料控除額を確認できる資料は廃棄済である。」としており、申立人の申立期間当時の給与支払額及び保険料控除額が確認できない。

また、A社の保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに平成 5 年及び 6 年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により確認できる標準報酬月額は、いずれも 22 万円であり、オンライン記録と一致する。

さらに、申立期間当時の元同僚が保管する平成 6 年 6 月の給与支払明細書により確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該元同僚の標準報酬月額と一致する。

加えて、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡は確認できない上、申立期間当時の他の従業員と比較して、申立人の標準報酬月額のみが低くなっているなどの事情は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 12 月 24 日から 20 年 2 月 9 日まで

私は、戦時特例により、A学校を昭和 19 年 12 月に繰り上げ卒業し、卒業式後すぐに、B社（その後、C社、D社を経て、現在はE社）F支店にG士として採用された。

学校の同期卒業生二人のうち、一人だけが乗船し、私は社員寮で待機していた。昭和 20 年 2 月 9 日H丸乗船命令を受けて、I 県 J 港から乗船した。船が砲撃を受け沈没したため、給料明細書は失ってしまったが、19 年 12 月 24 日に入社した日から、本給及び勤務手当を支給されており、船員保険料が天引きされていたはずなので、船員保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 19 年 12 月にA学校を繰り上げ卒業後、直ぐにB社F支店に採用され、20 年 2 月 9 日に乗船命令を受けるまで、社員寮で待機していた。」と主張しているところ、E社が保管する申立人に係るB社の人事記録及び同社の回答により、申立人は、申立期間である 19 年 12 月 24 日から 20 年 2 月 9 日までの期間、予備船員（適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者）として、同社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、予備船員が船員保険の適用を受けるようになったのは、船員保険法が改正された昭和 20 年 4 月 1 日以降であり、申立期間当時、予備船員は船員保険が適用されなかった期間である。

また、E社が保管する申立人に係る船員保険被保険者原票によると、申立人が船員保険の資格を取得したのはH丸に乗船した昭和 20 年 2 月 10 日からであることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、E社は、「当社において現存する資料を確認した結果、予備船員制

度が施行された昭和 20 年 4 月 1 日以前の申立期間については、申立人は、船員保険には加入させていなかった期間と推察される。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 4 日から 41 年 7 月 31 日まで
私は、A社に勤めていたが、家業を手伝うことになり、同社を退職した。
しかし、脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名・押印、退職後の住所地の記載、受付日（昭和 41 年 8 月 24 日）、小切手交付（同年 10 月 7 日）及び通知書発送（同年同月 8 日）の押印があり、申立人の住所地近くの郵便局に脱退手当金に係る国庫金が送金されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 10 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 20 日から 40 年 3 月 28 日まで
昭和 36 年 9 月に A 事業所に入社し、B 社（現在は、C 社）で D 職に従事した。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所において昭和 36 年 9 月 20 日から 40 年 3 月 28 日まで勤務した。同社では、B 社内で D 職として従事した。」と主張している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所名簿において、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできない上、E 法務局によると、当該事業所に係る商業登記簿謄本は無く、事業所の実態について確認することができない。

また、C 社は、A 事業所について、「当社の直接の子会社又は下請会社ではないため、確認することはできない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間における事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から聞き取りを行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から33年7月1日まで
A社に継続して勤務していた。年金記録の空白に疑義がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には昭和27年2月1日から35年4月21日までの期間、継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立期間直後の33年7月1日から厚生年金保険被保険者の資格を取得しているB社の事業主は、「申立人に記憶がある。申立人は申立期間について継続して勤務していた。」と証言している。

しかしながら、上記事業主は、「私の叔父がC県でA社を営んでおり、当初、D県の事業所を同社D出張所として開設していたところ、同D出張所は独立することになり、昭和27年7月にB社として会社を設立することになった。厚生年金保険の加入は33年7月に行っている。申立期間については、同保険の加入は無いので、給与から保険料控除も行っていない。」と証言している。

また、A社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社は昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年9月1日に同保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、B社に係る被保険者名簿によると、同社は、33年7月1日に同保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間について、それぞれの事業所は同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社D出張所及びB社に係る被保険者名簿によると、昭和27年2月1日にA社D出張所において同被保険者資格を取得したすべての被保険者5人（申立人を含む。）は、全員が同年9月1日に同資格を喪失し、33年7

月 1 日に B 社において同資格を再取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年4月19日まで
私は、同じ学校の生徒20人から30人と一緒に、A社で働いていた。昭和19年4月頃から勤めて、暑い夏を二度迎えたことを覚えている。
申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和19年4月頃から、同じ学校の生徒と一緒にA社に働きに行った。」と主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と同日の20年4月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚二人が、「国民学校高等科2年生のとき、同級生である申立人や他の同級生と一緒に、同社へ働きに行った。」と証言していることから、申立人が申立期間において、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該元同僚のうちの一人は、「A社には、学徒動員により働きに行った。学徒動員であった期間については、厚生年金保険の記録が無いことを知っている。国民学校高等科卒業後の昭和20年4月からは、養成工と呼ばれていた。」と証言している上、同社に係る被保険者名簿により確認できる、申立人及び当該同僚が記憶する同級生15人（申立人及び当該元同僚を含む。）の厚生年金保険資格取得日は同年同月20日であり、申立期間当時の被保険者記録は見当たらない。

さらに、勤労働員学徒は、労働者年金保険の被保険者には該当しないことについては、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月に、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により明文化されている。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。